

総 務 経 済 委 員 会

招 集 年 月 日	令和 7 年 1 月 1 4 日					
招 集 の 場 所	湖西市役所 委員会室					
開閉会日時及び宣告	開 会	午前 1 0 時 0 0 分		委員長	滝本 幸夫	
	閉 会	午後 2 時 2 4 分		委員長	滝本 幸夫	
出席並びに欠席議員 出席 6 名 欠席 0 名 ○ ……………出席を示す ▲ ……………欠席を示す	氏 名		出 欠	氏 名		出 欠
	寺田 悟		○	滝本 幸夫		○
	福永 桂子		○	楠 浩幸		○
	荻野 利明		○	神谷 里枝		○
説明のため出席した 者の職・氏名	企画部長		山本 敏博			
	資産経営課長		藤井 公和			
	資産経営係長		置田 幸児			
職務のため出席した 者の職・氏名	局長	内山 浩二	書記	高橋 俊貴	書記	白井 麻貴
会議に付した事件	令和 6 年 1 2 月 定例会付託議案審査					
会議の経過	別 紙 の と お り					

傍聴議員：竹内議員、菅沼議員、相曽議員、山本議員

総務経済委員会会議録

令和 7 年 1 月 1 4 日（火）

湖西市役所 委員会室

湖西市議会

〔午前10時00分 開会〕

○**滝本委員長** それでは、所定の定足数に達しておりますので、ただいまから総務経済委員会を開会いたします。

本日は、菅沼議員、竹内議員、山本議員、相曽議員と4名の傍聴の議員さんがいらっしゃいますのでよろしくお願いします。

本委員会に付託された議案は既に配付のとおりでございます。付託議案一覧表のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

ただいまから議案の審査について入りますが、発言は必ず挙手の上、指名に基づいて行ってください。質疑は一問一答として、答弁は要点を簡潔に述べていただきたいと思います。

なお、会議録作成のため、マイクのスイッチを入れるのを忘れないように、最初から忘れましてすいません。また、職員が資料確認等のため審査の最中に、委員会室を出入りすることにつきましては、あらかじめ許可をいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**滝本委員長** ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

出入りする職員におかれましては、審査の邪魔にならないように静かに出入りするようお願いいたします。

では、議案の審査に入らせていただきます。

初めに、企画部長の御挨拶をお願いしたいと思います。よろしくどうぞ。

○**山本企画部長** 改めましておはようございます。

審査に先立ちまして御挨拶を申し上げます。本日は令和6年12月定例会におきまして、総務経済委員会に付託されました議案第102号湖西市行政財産の目的外使用に関する使用料条例制定について審査をお願いするものでございます。

この条例制定は、これまで条例がないため、徴収ができなかった行政財産の目的外に関する使用料について、適正に徴収ができるようにするため制定しようとするものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。なお、質疑への応答は資産経営課長が中心に行わせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○**滝本委員長** ありがとうございます。ただいまより質疑を行いますけれども、1条から順番に審議を進めていきたいと思えます。最後に全体を通しての質疑を行うという方法で進めたいと思えますがいかがですか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**滝本委員長** それでは、そのようにさせていただきます。

では第1条について質疑のある方はございますか。

神谷委員。

○**神谷委員** 条例制定の目的をお伺いします。

○**滝本委員長** 資産経営課長。

○**藤井資産経営課長** お答えします。市の行政財産を適正に管理するため目的外使用に対する使用料の基準を明確にし、公平性を担保するとともに、受益者負担の原則に基づき、適正な使用料を徴収することを目的としています。

以上です。

○**滝本委員長** 神谷委員。

○**神谷委員** 分かりました。ありがとうございます。

○**滝本委員長** よろしいですか。楠委員。

○**楠委員** 関連するんですけれども、これまで市制50年を過ぎたわけなんですけれども、これを経過して、なぜ今このタイミングで当該条例を新設するのかという、その理由を伺いたいと思えます。

○滝本委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。令和4年9月定例会の一般質問において、菅沼議員から市役所庁舎や新居地域センターなどの公共施設に設置されている自動販売機の売上収入の一部が、市ではなく、他団体等の収入となっている点について、おかしいのではないかと御指摘をいただきました。その後の調査により、当市では行政財産の目的外使用に関する使用料条例が制定されていないことが判明しました。この条例が制定されていない場合、行政財産の目的外使用に関する使用料を徴収することはできないことから、これを是正するため、本条例を制定するに至ったものでございます。

以上です。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 今の答弁ですと、菅沼議員からの一般質問でということなんですけども、それまでに50年間、目的外使用の条例がないことによって不具合があったのかなかったのかというのは分かりますか。

○滝本委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。例えば、電柱等やむを得ず行政財産の敷地内に設置されている電柱、実際300本以上あるんですけれども、そちらの料金を今まで徴収できなかった。してこなかったというところがちょっと不具合というか、改めなければいけない点かと思います。

以上です。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 それは後から分かったことであって、それまでに不具合があったのかなかったのかというところを伺いたかったんですけども。

○滝本委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 今までは、例えば他団体とか行政財産を使う場合がございますが、ほとんどが減免でそもそも徴収する必要がなかったことから、今では特に何か問題ということとはなかった。そういうことによって気づかなかったというのが主な原因でございます。

以上です。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 問題はなかったけれども、今回指摘を受けて、改めて新設をするということですか。

○滝本委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 そのとおりでございます。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 関連して、先ほど最初の答弁の中で、公平性というようなことがあったんですけども、この公平性の担保というのはどのようにとられていこうと。

○滝本委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。例えば市民の方が使う公共施設、公の施設については、当然使用料を徴収しております。他方、庁舎等の公の施設ではなくて、職員が使うような行政職員が使うような施設について今まで本当は受益者の負担の原則に基づき徴収しなければいけないところを徴収していなかった。気づかなかった。これがそもそも問題かなというふうに認識しております。

以上でございます。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 公平性の担保について伺いたかったんですけども。

○滝本委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。当然、受益者負担の原則に基づいて、公の施設以外でも庁舎等をつくる際には当然、お金がかかっているものですから、それに応じた負担を、使用される方に負担していただくというのが公平性の担保だというふうに認識しております。

以上でございます。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 分かりました。またどこかで聞こうと思います。

その関連、公平性の担保等々ですけれども、目的外使用という条例に対して、この目的外という定義を、使用についての定義を伺いたいと思います。

○滝本委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。目的外使用とは、地方自治法第238条の4第7項に基づく、行政財産の使用許可において、行政財産をその本来の用途以外に使用することを指します。具体的には、市有地や市の施設を市の事業としての使用ではなく、民間事業者や市民団体等が個別の事業やイベント等のために使用する場合は該当します。

以上です。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 具体例はいいんですけれども、本来の目的以外に使用するとき、基本的なこれはいいけど、これは駄目というのは、そういった定義が今の説明だとよく分からなかったんですけども。もう少し具体的な定義というのは示されないんですか。

○滝本委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。そもそも例えば市民の方が使う前提でつくられた公共施設、例えば地域センターであったり、あとは地域センターの貸すフロアとか、あとはおぼとの会議室、そういうところについては、一応地方自治法の中で、公の施設については設置条例、使用料を定めることになってます。そういうところを本来の目的以外、設置条例以外で使う場合を目的外使用。それが一点と、あとは公の施設以外で庁舎と、こういう庁舎というのは、行政職員が執務を行うためにそもそもつくられた財産であって、それは市民が使う前提ではございません。そういったところを、やむを得ない事由とか特別な事情で使わせる場合が目的外使用となります。

以上でございます。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 やむを得ない事情というのはどういったことでしょうか。

○滝本委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。例えば、庁舎等で言いますと、自動販売機の設置や、あとは行政財産の施設内に水道管とか電気設備、あとはそこに設置しないと成り立たないようなもの、やむを得ないもの、そういうものを置く場合がやむを得ない場合というふうに認識しております。

以上でございます。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 電柱ですとか、そういった地中に埋設するような配管等インフラについてはやむを得ないものなのかなと思うんですけど、自販機の設置はやむを得ないものですか。

○滝本委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。市民サービスの一環というか、職員もそうなんですけど市民の方が利用するに当たり必要と、必要というかやむを得ないというふうに認識しております。

以上でございます。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 公共施設においての目的外使用で、やむを得ない事情の中に、自販機が設置されることは、やむを得ない事情なんですね、湖西市としては。

○滝本委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 その本来の目的外の設置ということになります。やむを得ない事情という認識でございます。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 どうもその部分が理解しにくいんですけども、自販機のほかには売店ですとか、そういったものも付随すると思うんですけども、そういったときに、売店や自販機はこの公共施設にやむを得ない、どうしても必要だというような今のような答弁ですと聞こえてしまうんですけども。近くには勤労体育館にも自販機ありますし、一方、道路をまたげばコンビニエンスストアもあるし、やむを得ない事情というのはよく分からないんですけどね。

○滝本委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。例えばアメニティプラザに設置されている自販機、これ実は目的内使用となります。これは当然スポーツで汗をかけた方が使うという、利便性を向上させるために設置されたもので、この庁舎中の自販機についてはこれも全国的にほかの自治体の例なんかも見ただくと分かるんですけども、そこはもう必ず必要だという認識というのはないというのが通常になります。

以上でございます。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 目的内使用のことは聞いてないんで、目的外使用のことを聞いてるんですよ。

○滝本委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 繰り返しになりますが、この庁舎等に自販機を置く場合というのは、基本的に目的外使用という定義になります。

以上でございます。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 もう堂々巡りなのでちょっと時間がもったいないんですけども、やむを得ない事情というのをもう少し簡単に明確に答弁いただけますか。

○滝本委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。例えば庁舎等で庁舎の行政職員が執務を執行するに当たって、必要か必要でないか。マストかマストでないか、それが判断基準となります。

以上でございます。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 それは分かるんですよ。執務を行うために必要なときに、自販機を例に出されてもというところがあるんですけども、目的外使用の中に自販機を設置するということが執務上マストな案件であるということで理解してもよろしいですか。

○滝本委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 そのような理解でよろしいかと思います。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 委員長、もう一点いいですか。誰のための条例なのかというところが目的のところが必要なことだと思うんですけども。今の答弁ですと、職員の執務上必要な案件に対して、やむを得ない事情、目的外使用を認めるということなんですかね。誰のためのというところをもう一度、誰のための条例なのか、先ほど神谷委員の目的の部分なんですけど、誰のための条例なのか教えていただけますか。

○滝本委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。基本的には究極的には市民の方のための条例、目的外使用で本来取るべき使用料をきちっと取るための条例、それを取った使用料をきちっと市民の方に還元する、そのための条例でございます。

以上です。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 市民のための条例ですよね。市民のための条例というのは本来は使用できないエリアにおいて市民のために目的外の使用を認めるということだと思うんですよ。私の解釈ね。そうしたときに、やっぱり公平性が求められるということであれば、受益者負担という部分もあるでしょうし、限られた人にその利益が得られるというんですか。目的外使用をしたときの公平性というんですか。そういったところが、今の答弁ですと、なんか職員の執務に対してですとか、今まで取れなかった料金を取るためのもののだという、市民のための条例とおっしゃるんだけど、何か市民との距離がすごく遠いような気がしたんですよ。

本質的にこの条例が誰のための条例なのかというところは、また2条以降のところでも伺いたいと思いますので、定義がちょっとあまりにも脆弱のような気がしました。

私は終わります。

○滝本委員長 寺田委員。

○寺田委員 ただいまの楠委員とのやり取りを聞いてても分かると思うんですけども、やはり目的外使用の定義ですね。これがしっかりこの条文に掲載されてないもんですから、それは何なのかというところがちょっと不安定なところがあって、やはり市民の方もこの条例を見たときに分かりづらいと思うんです。ですからその定義を条文としてここに載せることが必要だと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○滝本委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。目的外使用の定義を条例に盛り込む必要についてですが、目的外使用の定義は、地方自治法第238条の4第7項において明確に規定されております。そのため、条例において改めて定義を設けることは、同趣旨の規定を繰り返すこととなり、重複を避ける観点から不要であると考えております。

以上です。

○滝本委員長 寺田委員。

○寺田委員 その趣旨のところ、ここで条文で書いてあるんですけども、この条文のほうを見ても、目的外使用について何がそれに当たるのかということが分かりづらいんですよ。ですからそこを明確にするために、湖西市はこれが目的外使用なんですよということを定義づける必要はないんですか。

○滝本委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。目的外使用については先ほどもから申し上げているとおり、公の施設、市民の方に使わせるところを設置条例の目的以外で使わせるパターンと、あとは庁舎等、こういう行政職員が使う執務室を本来の目的以外で使わせる場合とあるんですけども、やはりこれというのは内容的に難しいもんですから、そこについては市民の方が使うときにはどういった使い方をしたいということを、そのケース・バイ・ケースで問合せに応じて個別に対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○滝本委員長 寺田委員。

○寺田委員 ですからその目的外使用の定義をしっかりと条例としてうたって、それでその個別の対応というのは、規則なり細則なり、そういったもので基準書でもいいんですけど、そういったもので市民の方がホームページで見ても、これが該当するんですよということが分かって、さらにそれを詳しく知りたければ問合せするというような形にするほうが私は市民に対して丁寧だと思うんですが、その辺はいかがですか。

○滝本委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。今の目的外使用については、今回の条例制定にかかわらず、今の財務規則というもので、もう使えるような状態になってます。それをさらに今、規則を改正しようとしておりまして、その中の目的外使用の範囲というところで、明確にこういったことについて使えるという形で条文化しておりますので、その内容で十分かなというふうな認識でございます。

以上です。

○滝本委員長 寺田委員。

○寺田委員 当局としては、この条文の中にわざわざ定義を入れる必要はないという判断ということですか。

○滝本委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 そのとおりでございます。

○滝本委員長 寺田委員。

○寺田委員 分かりました。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 今のところなんですけども、地方自治法の238条の4の7を読むと、行政財産はその使途または目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。これしかないんですよね。だから本来のこういう執務を行う庁舎内でそれを妨げない、業務に妨げのないことだったら何でもいいですよみたいな書き方なんですよ。あれはよくて、これは駄目とか、これは先ほどの答弁聞いていると、これケース・バイ・ケースでやってきますわということだとすると、あの人はよくてこの人は駄目とか、この事業者はいいけども、この事業者は駄目とかという判断をやったりどこかでしないといけないと思うんですよ。その定義はやっぱり細かく、自販機の何の自販機はいいけど、何の自販機は駄目とかそんな細かいことを言ってるのではなくて、やっぱりある程度のガイドラインというのは定義として、この条例に載せておくべきだと。これ本来の公共施設の目的というのが地方自治法の244条に、公の施設は住民の福祉の増進を目的として設置されており、だから、市民はちゃんと使うことができるんだよというのが大前提にうたってあるわけじゃないですか。基本的には公の施設は市民の方に使ってくださいよというのが、この地方自治法の言うところだと思うんですね。それでもやっぱり執務に必要なエリアというのはちゃんと確保して、それが妨げないようにならないといけないというのは大前提、まだ分かるんですね。それでもまだ一部において、そうは言っても、市民の福祉の増進に値するというに判断ができるのであれば、目的外使用ができるというふうに言ってもらえれば、すうっと入ってくるんだけれども、今まで取れなかった料金を取れるようにしたいとか、なんか手段が目的のように聞こえてしまって、本来市民のための条例ですというのが大前提だと思うんですけどね。その辺りの定義をしっかりと明確にうたうべきだと思うんですけども、いかがですか。

○滝本委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 繰り返しになりますが、公の施設については、それぞれの設置条例、その施設ごとに設置条例が地方自治法において定められています。その目的が明確なものと目的が明確でないものがあるんですけども、先ほど言われたように、基本は、地方自治法にある公共の福祉のため、要は市民の皆さんが使う前提ですので、市民の方が使う前提ならいいんですけども、それ以外で例えば過日、楠委員からも質問がございましたように、株主総会であったり物販はできるかどうか、その辺のときに、ちゃんと設置条例の中には例えば施設ごとに物販はできるところとできないところもありますし、宗教活動ができるとできないところもあるんですけども、そういう明確になっているんですけども、基本的には市民の方が使うというよりも、やっぱり他団体や事業者さんが目的外使用で使いたいという場合が多いもんですから。そういった意味で、なかなか個別に細かく定義するというのは難しい。規則のほうで今度は先日お配りさせていただいたと思うんですけども、第21条のほうで目的外使用の範囲というのが割と細かく出てるものがそちらのほうを参考にしていただければいいのかなと。

以上でございます。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 取りあえず、伺っておきます。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 要するに、今まで何十年間と本来は税込、収益のほうに入ってくるべきお金をこの条例がなかったがために徴収できませんでした。そういった巡り巡って機会があったので、これで目的外使用料を徴収できるようにしましょう。今、定義云々ということが議論されていますけども、先ほど来、課長が答弁されていますように、本当に個々の建物によって定義も違ってくると思うので、今この条例の中にはそういった定義は含まずに、規則とか要綱とかそういったほうで定義を定めていく。ちょっと調べたら、磐田市もそうなっていましたね。だから、まずはこの条例の中では、そこは定義はなくて、規則要綱でそれぞれの施設ごとに定義も定めていって、今委員の皆さんがいろいろ感じているようなこともそっちのほうに盛り込んでいく。まずはこの条例を制定するという、何て言うか、そこはちょっと明確にするとと言うと変ですけども、やっていって、このまんまじゃないよ、規則要綱でそういったことは明確にしていきますよということはどうなんですかね。ここの定義を入れる、入れないということをやっているのももう30分たちましたよね、時間が。どうなんでしょうか。

○滝本委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。今、神谷委員がおっしゃるとおり、これ公の施設ならば、そちらの許可条件もマストで定めなければいけないんですけれども、この目的外使用については、取りあえず料金を取るには条例で定めなければいけない。許可条件については、規則のほうで定めると。もし規則のほうでもちょっと大ざっぱすぎて、もしもう少し細かい運用が必要ということであれば、先ほど神谷委員からも提案がございましたように、要綱等で、また細かいものを定めていければいいのかなというふうな認識でございます。

以上でございます。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 であるならば、個々の施設はそれぞれの規則ですとか、規約で制定をする。でも、それを制定するための大本になるのが目的外使用の条例になると思うんですよね。基になるのが。これを基に、各施設の規約だとか仕様のルールを決めていくということであれば、ここの部分で、1回設置したら何年でもいいの、ですとか、ほかの自治体では1年以内だとか、ルールがこの条例で定めてある自治体もあったりするわけじゃないですか。そういったところもしっかりと何がよくて何が駄目とか。一番大切なのはやっぱり公平性の部分だと思うんですよね。そういったところを明確に条例でしっかりと定義をしておかないと、繰り返しになりますけども、あれはよくてこれは駄目なのというふうに繰り返してしまうというふうなリスクがあると思うんですよね。だから私がここで定義の部分にこだわっているところなんです。これ定義を入れないということであれば、ちょっと賛成しかねるというところなんです。ここの定義のところはこれで私は当局の考えが理解できましたということです。

○滝本委員長 暫時休憩といたします。

午前10時33分 休憩

午前10時42分 再開

○滝本委員長 では、休憩を解いて会議を再開いたします。

荻野委員。

○荻野委員 1条で、公共施設に設置される自販機について、各種主要団体は全て目的外と理解していいのか伺います。また目的内使用の自販機がある場合、どのような団体が何を根拠に使用しているのか伺います。

○滝本委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。公共施設に設置される自動販売機のうち、一部には目的内使用として、設置さ

れているものがあります。具体例としましては、アメニティプラザに設置されている自動販売機が該当します。この根拠は、湖西市が指定管理者を募集する際に作成した業務仕様書に記載されております。同仕様書には、施設利用者の利便性向上に資する業務として、指定管理者による自動販売機の設置について明記されております。

以上です。

○**滝本委員長** 1条について、ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**滝本委員長** では、2条に進みます。

荻野委員。

○**荻野委員** 2条に行って、目的外使用料の額をどのように算出するのか教えてください。

○**滝本委員長** 資産経営課長。

○**藤井資産経営課長** お答えします。土地については、市長が定める1平方メートル当たりの価格に使用面積を乗じ、さらに3%を乗じて算出します。建物の場合は、土地の使用料に加えて、建物の価格に6%を乗じた額を加算します。また、電柱等の特殊な設備につきましては、湖西市道路占用料徴収条例に基づき算出します。

以上でございます。

○**滝本委員長** 荻野委員、いいですか。

○**荻野委員** 僕はよく分からないけどいいです。

○**滝本委員長** ほかに。福永委員。

○**福永委員** 他市と比較して、使用料はどのようなのかということをお聞きしたいです。

○**滝本委員長** 資産経営課長。

○**藤井資産経営課長** お答えします。静岡市以西、豊橋市までの11市2町の状況を参考に設定しており、他市と同程度の使用料金体系となっています。

また土地につきましては、現行の普通財産の湖西市の使用料と同じ価格設定になっており、整合性も取れております。

以上です。

○**滝本委員長** 福永委員。

○**福永委員** 高くないということが分かりました。いいです。

○**滝本委員長** 神谷委員。

○**神谷委員** では、同じ2条のところですけども、12月16日の議員全員協議会の資料が配布されまして、目的内使用と目的外使用の判断でというのをいただいているわけですけども、この例を挙げていただいた中で目的外使用料徴収、まず今までも本来は使用料を徴収してもよかったんですけども、まずは条例がなかったのでした。まずその確認をさせてください。

○**滝本委員長** 資産経営課長。

○**藤井資産経営課長** お答えします。神谷委員のおっしゃるとおり、今まで条例がないことによって取るべきものを取れなかったというのがございます。

以上でございます。

○**滝本委員長** 神谷委員。

○**神谷委員** 続いていいですかね。ではその資料に基づきまして、目的外というところが5か所ありますね。おぼと、これも本来は徴収できたという判断。それとも指定管理は許可の権限ないんですけども、業務委託、運営委託していく中の仕様書の中でこういったことがいいですよという部分もあるのかなと思うんですね。そういったときに本来は取らなくてもいい。今回条例をつくるに当たって、今後は徴収をしますよとおっしゃるのは、ちょっとそこをここの

今5つある中で、お答え願えますか。

○滝本委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 それではお答えします。それでは今の5つの目的外使用について、本来は取れるというか、できる規定なんですけども、その個々においてどういう状況かをお答えさせていただきます。

まず2のおぼとに入っている社会福祉協議会についてでございます。こちらについては令和2年度時点において、施設の使用貸借を結んでいることから、令和3年3月2日付の決裁に基づき、使用料は引き続き徴収しません。ここも社会福祉協議会についても、市の委託事業だけならいいんですけども、そのほかの静岡県社会福祉協議会の業務もやってるものですから、そういった点について本当は目的外使用というふうになっております。

それから次の3番、おぼとに入っております西部健康福祉センター浜名分庁舎についてなんですが、こちらは県の出先機関で減免基準に地方公共団体というのがございますので、該当することから使用料は今後も徴収はしません。

それから4、市役所庁舎1階に入っております日本管財株式会社なんですけれども、こちらは包括施設管理業務の請負を行っている委託業者で、市がその募集の際に作成した募集要項に、無償で使えるという旨の基準がございますので、使用料は徴収をしません。

それから9、市役所庁舎1階にある自販機については、本条例が、施行後は使用料を徴収していきます。

それから最後に、10、新居関所駐車場で、あらいじゃんを開催している新居町商工会につきましては、これは本条例に基づき、今後は使用料を徴収する予定でございます。

以上です。

○滝本委員長 よろしいかな。神谷委員。

○神谷委員 ちょっと確認させてください。結局はなかなか徴収できるところは増えていかないのかなという感覚なんですけども、おぼとに設置されている自販機等はどうなるんですかね。

○滝本委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。おぼとの自販機については、今後使用料を徴収する予定でございます。

以上です。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 取りあえず分かりました。これ以外に何かこの条例に当てはまって、今後使用料を徴収というようなところは、現時点は思い当たらないですか。

○滝本委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。例えば、今、おぼとに入っている社会福祉協議会で、市の委託事業のみでしたら無償で今後もやれたんですけども、例えばこれをおぼとが、公共施設の再配置計画によって改修されて、また同じような施設が建てられたと仮定した場合、基本的には市の委託事業以外で業務を行っている場合には使用料を徴収しなければいけないというふうに考えております。

以上でございます。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 分かりました。ありがとうございます。

○滝本委員長 ほかに。

神谷委員。

○神谷委員 ちょっといいですか。2条のところですね。2条の先ほど電柱とか地下埋設、これはもう道路占有料徴収条例によって、今までも徴収はしてきてますよね。

○滝本委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 行政財産に設置されている電柱等の使用料は徴収しておりません。

以上でございます。

○滝本委員長 暫時休憩といたします。

午前10時54分 休憩

午前10時55分 再開

○滝本委員長 では、休憩を解いて会議を再開いたします。

神谷委員。

○神谷委員 3のところも伺いたいんですけども、下から2行目です。3のところの当該目的外使用料について特別な定めをする。不相当と認める事情があるときは、特別の定めをするというんですけども、これはどのように思っていたらよろしいのでしょうか。

○滝本委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。条例の中では、土地や建物に乗じて使用料金を徴収するというふうな定義になってますが、このほかに、自販機のように売上げの収入の一部を徴収する場合であるとか、あとは今後例えば新庁舎がつくられて、もし売店等を設ける場合、そういった場合については売上げの一部とか、徴収できるように別で定めるという形で委任をしております。

以上でございます。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 了解しました。ありがとうございます。

○滝本委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○滝本委員長 では、次に移ります。3条です。

寺田委員。

○寺田委員 3条について、減免について3条が設けられておりますが、減免が適用される具体例を伺います。

○滝本委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。例えば、国や地方公共団体が公共事業として使用する場合や、災害時に緊急的な目的で行政財産を使用する場合が該当します。

以上でございます。

○滝本委員長 寺田委員。

○寺田委員 ちょっと具体的なことをお伺いしますが、例えば、今自販機のことが出ますが、市役所のバス停の手前のところ、市役所の敷地内に自販機を設置したと。その自販機は夏場だと、バス停で待っている方の熱中症の対策になるとか、寒いときは温かいもの出すことによって、その防寒対策になる。またその自販機に今防犯カメラがついているやつがありますよね。公共の安心安全のためにと。そういった防災の目的、そういったことを兼ねた自販機を設置させてほしいというふうにあった場合。それは目的内になるんですか。

○滝本委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。基本的には目的外になります。

以上です。

○滝本委員長 寺田委員。

○寺田委員 それも徴収できるということですね。

○滝本委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 例えば、自販機をつくっていただいて、防災協定とか結んで、それを災害時に使えるという場

合の協定なんかの場合には、例えば土地や建物については徴収しなければいけないと思うんですけども、その代わりに売上げの収入の一部を免除するとか、そういう使い方ができるかと思います。

以上でございます。

○滝本委員長 寺田委員。

○寺田委員 はい、分かりました。

○滝本委員長 ほかに3条についてございますか。

では、ここ休憩にしたいと思います。10分間ですので、11時10分まで休憩したいと思います。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○滝本委員長 それでは、休憩を解いて質疑を続けたいと思います。

次に、4条についてありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○滝本委員長 では、次、5条に行きます。

荻野委員。

○荻野委員 使用料の不還付規定はどのような理由で設けられたのか教えてください。

○滝本委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。既納の使用料の不還付規定につきましては、使用許可後の計画変更等による事務負担や不公平を避けるためです。ただし、使用者の責めに帰さない理由で許可が取り消された場合など、特定の条件下では還付を認めるものでございます。

以上です。

○滝本委員長 荻野委員。

○荻野委員 分かりました。

○滝本委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○滝本委員長 では、その他、附則について。

福永委員。

○福永委員 市長がやむを得ない事情があると認める行政財産について、この条例の規定は適用しないとありますけれども、条例が適用されないケースというのは、あるのかどうか。どのようなときなのかお聞きします。

○滝本委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。附則第2項に定められているとおり、周知期間の確保及び既に目的外使用許可を受けている方々への配慮としまして、必要に応じて適用を1年間猶予できることとなっております。

以上でございます。

○滝本委員長 福永委員。

○福永委員 ちょっと具体的に何か今もうありますか。

○滝本委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。具体的には、例えば、自販機の設置業者につきましては、今具体的なちょっと団体名を申し上げますと、湖西市役所職員互助会については協議がほぼ終了しておるんですが、例えば、社会福祉協議会とか、そういう他団体というのがまだ売上げの一部が補助金みたいな形で捉えられてるという面もありまして、まだ協議が成立していないものですから、そういった点で1年間、猶予期間を設けてきちっと協議終了後、徴収すると

いうふうを考えております。

以上でございます。

○滝本委員長 福永委員。

○福永委員 その他団体というのは、今、そこから収益を得ているということですよね。だからその収益が入らなくなるということが1年間余裕を持たしますと、そういうことですね。

○滝本委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。そのとおりでございます。

以上です。

○滝本委員長 よろしいですか。そのほか、ございますか。その他で。

寺田委員。

○寺田委員 この条例制定により期待される効果はいかがですか。

○滝本委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。行政財産の適正利用の促進、それから収入の確保、市民の皆様への公平な財産管理の実現が期待されます。

以上でございます。

○滝本委員長 寺田委員。

○寺田委員 了解しました。

○滝本委員長 ほかに。

楠委員。

○楠委員 関連してなんですけれども、効果についてなんですけど。市民への公平な財政云々ということがあったんですけども、やはりこういった条例は、市民のためにあるべきだと思うんですよね。市民のための条例だと思うんですけども、その市民に対するベネフィットというのは、公平性だけでしょうか。何かほかにベネフィットはありますか。

○滝本委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。本条例の制定により使用料金を徴収できることから、新たな財源が確保でき、それに基づいて市民サービスへの充実が期待されます。

以上でございます。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 ごめんなさい。ちょっと認識がずれてるんですよ、私と個人的に。やはりこういった公共施設の業務に支障にならないところで事業ができるということ。もっと言えば市民の活性化につながるだとか、住民の福祉が推進できるような事業としての民間の方、市民の方の事業としてチャンスが得られるような条例になるのかなと期待をしていたわけなんですけれども。そういった効果というのは望めないんでしょうか。

○滝本委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。あくまでもこの条例は、目的外使用、本来今でも目的外使用許可というのは出せるんですけども、出した許可に基づいて、料金を徴収するためだけの条例というふうな認識でよろしいかと思います。料金を徴収するために設けると。既に規則で、財務規則がございますし、今度これを改める新たな規則もございます。その中で目的外使用というのはもう今までも認められてますし、これからも認められるもの。その範囲も規則の中できちっと定めてあるということでございますので、特にそれ以上のものはないというふうな認識でございます。

以上でございます。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員　すごく残念なんです。やはり公共施設をもう少し有効に、市民のウェルビーイングの得られるような使い方ができるように変わっていく条例だと認識をしていたんですけども、使い方としてはと変わりませんよ。ただ使用料を徴収するだけのための条例ですよというのであれば、いや50年かかってようやく条例を制定するに当たって、今のトレンドの中で、都市公園法が変わってね、公園の中にカフェが設置できるだとか、トレンドがどんどん変わってきてるじゃないですか。そういった中で公共施設の使用について、湖西市が新しく条例をつくるというときに、あまりにもちょっと残念な条例の制定だなというふうに感じました。答弁は、あればお伺いしますけれども、そういった感想です。

○滝本委員長　資産経営課長。

○藤井資産経営課長　お答えします。今の楠委員が思い描いておられるであろう、例えば図書館へのカフェの設置とか、あとは新庁舎に例えば売店とか物販ができた場合、これというのは、今のこの条例がないと料金というのは徴収できないんですよ。今はもう許可はできるけども、料金を徴収できない。この条例を定めることによって料金、売上げの一部を含めた料金を徴収できるようになるという、すごいメリットがあるというふうな認識でございます。

以上でございます。

○滝本委員長　楠委員。

○楠委員　ちょっとボタンの掛け違いみたいなのがあるところを感じるわけなんですけれども、やっぱり市民のための新条例というふうなことをもう少し考えてもよかったんじゃないのかなと感じたところです。

以上です。

○滝本委員長　ほかにございますか。

神谷委員。

○神谷委員　今の発言を聞いていて、やっぱりそういった施設ごとに設置目的とかいろいろあって、そっちはそっちでそういう使用目的とか何かがいろいろ規定されてきますよね。例えば、パークビレッジにああいったお店も入って。でもそれは最初からもうそういう目的でつくっているんで入っても別にそこで収めるかもしれませんが、市として新たに使用料を徴収する、しないという、その施設の設置目的とか使用基準とかいろいろあると思うので、今言ったように、まずはそういった市民の財産である公共財産を適正に使っていくいただくために公平性を保つために、まずは使用料が徴収できるように、あの目的以外のところについては徴収しようという、まずはそこで先ほど来言ってますように、細かいところについてはそれぞれの施設のものはあるはずですので、私はそこはそこでいいのかなというふうには感じてます。

ちょっと話を替えますけども、目的外使用、この条例が通ったとします。そうすると今までは湖西市の決算書には、目的外使用料という項目、細節というか、ないですよ。既に取っているところはやはり目的外使用料とかとちゃんと出てくるわけですけども、この条例が可決された暁には湖西市もそういった決算報告の仕方に変えていただけるんでしょうか。

○滝本委員長　資産経営課長。

○藤井資産経営課長　お答えします。ここについてはちょっとまだ今後ちょっと調整が必要かと思いますが、今のところは例えば、各公の施設を所管している各課のその他雑入になるのかなという認識はございます。その中で目的外使用というちょっと表示ができるかどうかというのはちょっと今は分かりかねるところでございます。

以上でございます。

○滝本委員長　神谷委員。

○神谷委員　市営住宅とか、海湖館の駐車場使用料とか、ああいう辺が使用料というところの項目で、主要施策説明書なんかも書かれたりしているんですけども、せっかくこうやって新設条例をつくってやっていこうとするのであれば、やはり分かりやすい会計処理というのはやっていただきたいというふうに思います。ちょっとそこは御検討いた

だきたいと思いますが、部長いかがですか。

○滝本委員長 企画部長。

○山本企画部長 先ほどの御質問のとおり、雑入でというふうに歳入の仕方になると思うんですが、やはり決算をこれから御審査していただく上で、分かりやすくというところを意識しなければいけない部分だと思いますんで、表現方法についてはまた財政部門とかとちょっと調整させていただいて、何で入ってるのかというのが分かるようにはしていきたい、検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 ぜひとも、市民にも分かりやすいじゃないですか。目的外で使用した団体からこういうふうに入りましたよとかというほうが、より公平性にもなっていくのかな。理解を得られやすいかなとも思いますので、御検討いただきたいと思います。

新設条例そのものには関係ないんですけども、こういった条例を見落としていた。本来は制定すべきものが制定されなかったということに関して、今後、当局としては、何か対策、お考え等ございますか。

○滝本委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。まずは上位法令である法律の改正等に関する情報の共有に努めてまいりたいと思います。また、例規部門と連携し、例規システムの法改正の情報を提供する機能などを利用し、条例新設・改正の見落としがないように徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○神谷委員 はい、ありがとうございます。

○滝本委員長 ほかにいかがですか。その他の部分で。

寺田委員。

○寺田委員 この目的外使用の本条例が必要だということはよく理解できるんですが、またこれがないことによって徴収ができないということで徴収できるようにするということもよく理解してるんですけども。他市町の条例を見ると使用の許可だとか、使用許可の取消し、また原状回復、損害賠償、加算金、延滞金、造作の禁止だとか制限、権利譲渡の禁止（転貸）、また過料だとか罰則の過料です。有益費の請求権など、いろいろ細かく条例、条項を定めているところがあるんですけども、本市ではそういったことを定めずに、これだけの6条の短い条例にしてるんですが、そういう細かいことを定めない理由というのを伺います。

○滝本委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。使用の許可につきましては、地方自治法第238条の4第2項、使用許可の取消しは同法同条第9項、原状回復は民法第621条、それから損害賠償等は同法第717条、権利譲渡禁止につきましては、同法612条にそれぞれ定められております。そのため本条例に重複して定める必要はないと判断しました。ちなみに使用許可、使用取消し、それから原状回復、損害賠償につきましては、規則のほうで定めております。

以上でございます。

○滝本委員長 寺田委員。

○寺田委員 ほかの条文であるということですけども、要はこれは目的外使用で、この条例を定めてそれに対してまた細かい規則を定めるということですが、ほかの法律にあるから、この条文には載せなくていいというのはちょっと違うと思うんですよ。要はこの条文が一番基になるもんですから、この湖西市の目的外使用については。ですからその規則を定めても、その上位法の位置づけであるこの条例にその項目がないことについてほかの民法だとか、ほかのことで補うというのは、またそれは損害賠償とかいろいろになったときの話であって、それをまずはこの条例に大本になる根拠の条項を入れておいて、それに対して細かく規則で定めると。だからこういう条例に根拠があるからこう

なんですよというものが、私は常套な普通の法令の作成の順番であり、その根拠だと思うんですけども。

例えば他市です。こういう条項を入れている熊本県宇城市だとか兵庫県赤穂市、北海道紋別市ですか、そういうところは細かく入れてあるんですよ。ですから、当然こういうこの市町も、この条例をつくるときに、なぜここまで細かくつくったのかという理由があると思うんですよ、条項を入れた。ですからそういうところに、例えば問合せをして、そのときの条例をつくるのに関わった職員から、どうしてそういう文言を入れたのと、条項を入れたのと、そういうことは入れなかったのというようなことを、そういう情報交換といった調査というのはされたんでしょうか。

○滝本委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。各自治体との直接のやり取りというのは正直行ってはおりません。ただし、先ほどの静岡県内の静岡市以西、豊橋市までの11市2町の条例は全て目を通してつくっているというものでございます。その中に、確かに原状回復や損害賠償を載せている自治体もあるんですけども、どっちかという少数派ということで、大多数はやはりうちの条例と同じようなつくりになっているということで、こういうつくりで上程させていただいたものでございます。

以上でございます。

○滝本委員長 寺田委員。

○寺田委員 大多数が載っていないということですが、載せているところはなぜ載せたかという、そこが大事だと思うんですよ。何かそういう載せなきゃいけないようなトラブルがあったとか、そんなトラブルが予想されたとか、そういうことがあってそこまで細かくして思うんですよ。要はなぜここを僕、心配するのかというと、何かそういうトラブルがあったときに、その根拠がなくしてやっていると、今度職員の人たちが大変な思いするわけですよ。ここに条例にこれがあるからこうなんですよということが言えればいいのに、それが無いもので条例にないやつがほかの法律から持ってきて、それでこういうことですよ。いやそれはほかの法律の話でしょうと。一般的な損害賠償とかそういうことは民法とかそういうことでもいいですけど、もっと具体的なこの条例に関しての目的外使用について解釈がどうなのかというところで大ざっぱにつくってあると、そこところが、あと何かそういつてクレームが発生したときに、職員の方々が一番困るようになると思うんですよ。ですから、今これつくりました。これから何年も先にそういう問題が発生しました。そのときに関わった人が、幹部の人がいませんよと。これはどういう判断でしたの。どういう解釈でしたのというところがとても不安定な状態になっちゃうと思うんですよ。ですから、こういうところはやっぱり細かく、ほかのそういうたくさんつくったところの市町にちゃんと調査して聞いて、そういうことのできるのを入れたんだよというようなことをはっきりさせておいたほうが私はいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○滝本委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。ちょっと繰り返しになるんですが、細かい許可条件、それから取消し、原状回復、損害賠償につきましては、規則のほうできちっと明文化されておりますので、それで十分というふうな認識でございます。

以上でございます。

○滝本委員長 寺田委員。

○寺田委員 ですから、上位法であるこの条例にはなくても、それは十分対応できるとお考えということですか。

○滝本委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 そのとおりでございます。

○滝本委員長 寺田委員。

○寺田委員 分かりました。

○滝本委員長 荻野委員。

○荻野委員 自動販売機設置は条例制定により、何がどのように変更されるのか伺います。

それと、もう一点、この目的外使用について使用料が入ることなんですけども、1年間で、どれぐらいの収入増になるのか、教えてください。

○滝本委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。まず、これまでは自販機についてなんですが、自販機メーカーが自販機を管理する団体等に電気代と売上げの一部を支払い、団体等が湖西市に電気代のみを支払う仕組み、これまではそういう状況でした。しかし、この本条例の施行後は、自販機メーカーが湖西市に対して、土地及び建物の占有部分の使用料に加え、電気代と売上げの一部を直接支払うことになる。直接契約によってそういった状況になるということでございます。

それから2点目の使用後、この条例施行後にどれだけ料金が入るのかという問いについてでございますが、ちなみに電柱については本数が、電柱262本と、支線柱85本。こちらの使用料、概算で年間約20万円というふうな見込みでございます。

それから自販機につきましては、まだ湖西市役所職員互助会以外の各団体とまだ協議開始しておりませんので、実際売上げが幾ら入っているのか、そういうのが把握できていません。今把握しているところだと、湖西市役所職員互助会だけで言うと、今、湖西市役所職員互助会の設置している自販機というのが、市役所庁舎と、あとは地域センター、それから消防、その3か所に設置されてるんですけども、そこだけで年間60万円の収入、そちらが増になると。さらにほかの団体に入っている売上げの一部も入るのではないかとという予想をしております。

以上でございます。

○滝本委員長 荻野委員。

○荻野委員 2点目の点で、予算もつけないといけないときですから、大体どれぐらい入るのかというのは分かりませんか。

○滝本委員長 資産経営課長。

○藤井資産経営課長 お答えします。湖西市役所職員互助会とあと社会福祉協議会とか合わせて150万円から全部で200万円ぐらいの収入、年間ぐらいなるんじゃないかなというふうには予想はしております。自販機の設置数から想像しますと。

以上でございます。

○滝本委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○滝本委員長 ちょっと休憩入れさせていただきます。

午前11時37分 休憩

午前11時38分 再開

○滝本委員長 では、休憩を解いて会議を再開いたします。

質疑は終了します。

討論に入ります。討論のほうはいかがですか。

楠委員。

○楠委員 楠です。私のほうからは反対の立場で討論させていただきたいと思います。

この条例制定について、私大きく期待をしていたんです。この目的外使用について、これは市民の方がもっと活性化できるようなチャンスであったりですとか、住民福祉の増進につながる新しい条例だなというふうに期待をしていたわけなんですけれども、先ほど来の答弁では、今までと変わらず使用料だけを徴収するための条例というふうな答

弁でした。本当に残念なんですね。これを本当に市民のための条例というふうにしていただくためには、やはり条例の定義をしっかりと、目的と定義をしっかりと、住民の福祉の増進ですとか、公平性の担保ですとか、そういったところを明確に追記をしていただいて、もう一度提案いただけたらというふうに思いまして今回は反対とさせていただきます。

以上です。

○**滝本委員長** ほかに議論のある方は。

暫時休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午後1時39分 再開

○**滝本委員長** 休憩を解いて会議を再開いたします。

引き続き、討論途中ですので、委員の皆様方からご意見をいただきたいと思いますが、どうですか。

福永委員。

○**福永委員** 私は、やはりもうちょっと定義は条文として必要なところここにありますので、条例は市民のための条例ですのでその辺りをよくお考えになってほしいということで、反対です。

○**滝本委員長** 荻野委員。

○**荻野委員** 私はこのまま採決すればいいと思います。

以上です。

○**滝本委員長** 寺田委員。

○**寺田委員** 私は反対です。やはり条例の内容条項が不足していると思いますので、反対します。

○**滝本委員長** 神谷委員。

○**神谷委員** 私は賛成します。あくまでも新設条例ということで、あとまたいろいろ規則とか要綱で補っていけばいいし、問題が生じたらそこで一部改正もできますし、まずはこの新設条例を設置するというのが一番大きな目的かなと思いますので、賛成いたします。

○**滝本委員長** ほかに議論ありますか。いいですか。

ちょっと暫時休憩したいと思います。

午後1時41分 休憩

午後2時21分 再開

○**滝本委員長** 休憩を解いて会議を再開いたします。

当局のほうからでいいですか。企画部長。

○**山本企画部長** 当局のほうからですけども、本件につきましては、いろいろ委員の皆様からも御意見をいただいておりますので、その部分を条文とかその辺に反映できるか、そういう検討も含めて、また継続して審査していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○**滝本委員長** 今、当局のほうからそういうお話があったんで、いかがでしょうか皆さん、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**滝本委員長** そういう形でやるようにしていきたいと思います。

神谷委員。

○**神谷委員** 継続審査ということで皆さんが了承したかなと思いますので、本会議場では付託された総務経済委員会としては継続審査としますという委員長報告をされるということでよろしいですか。

○滝本委員長 それでは一応これで次に進んでいくという形になるんですけども、今おっしゃった内容で進めたいと思いますので、いいですか、それで。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○滝本委員長 では、よろしくお願いいたします。

継続審査という形で進めていきたいと思いますので、また後でもよろしくお願いいたします。

以上をもちまして総務経済委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

〔午後 2 時 24 分 閉会〕

湖西市議会委員会条例第28条第1項の規定により署名する。

委員長 滝本 幸夫